

## 第 2 期プランにおける認定こども園の認可・認定方針について

### 1. 認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず教育・保育を提供することができる施設（保育が必要な 2・3 号認定、教育が必要な 1 号認定の両方を受け入れることができる施設）

### 2. 第 1 期プランにおける幼保連携型認定こども園の認可方針

市が設置認可を行ってきた「幼保連携型認定こども園」については、国の基本指針に基づき、教育・保育の一体的提供の推進の観点から、需給状況の均衡が既に取れている区域においても、特例的に認可することが求められており、特例措置を行うために、平成 26 年 8 月に、市内の保育所や幼稚園に対し、移行の希望調査を行い、移行希望のある園を「市が定める数」とし、市のプランに定め、認可基準を満たす園については、認可を行ってきた。

※平成 31 年度から幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（保育所型、幼稚園型など）の認定権限が県から中核市に委譲

### 3. 第 1 期プラン期間での認定こども園の認可・認定状況

認定こども園の移行状況	目標施設数	移行完了施設数
平成 27 年 4 月 1 日	10	22
平成 28 年 4 月 1 日 (プラン中間見直し前)	40	37
平成 31 年 4 月 1 日 (プラン最終年度)	<b>45</b>	<b>66</b>

※第 1 期プランにおいて、目標数を大きく上回る施設数を認可してきた。

※すべての教育・保育提供区域に、認定こども園がある（利用者の選択肢を確保）。

※他の中核市と比較しても本市は施設数が多い（中核市平均の倍以上）。

### 4. 第 2 期プランにおける認定こども園の認可・認定方針について

**当該年度の 4 月 1 日時点において、  
「待機児童が発生している区域」において、  
翌年の「量の見込み」による需給状況により  
必要と判断された場合に限り、  
認可・認定する。**